【協議事項】中央区東部地域「ふきあい南北バス」の本格運行の実施について

1. 趣旨

中央区東部地域では、公共交通による南北の移動手段がなく、通院や買い物などの 日常生活の移動が不便な状況であり、高齢化の進展とともに日常生活の移動に課題を 抱える方が増えつつあった。

こうしたことから、中央区東部地域の住民による検討組織(中央区東部の南北交通を考える会)が立ち上がり、平成30年度より、神戸市の地域コミュニティ交通支援制度を活用した取り組みが開始された。

令和元年度、及び令和3年度には、みなと観光バス株式会社にご協力いただき、試験運行を実施してきたが、バス車両で運行するだけの需要が確認できなかったため、令和4年度からはタクシー車両へのダウンサイジングを実施し、運行事業者にキクヤ交通株式会社を公募により選定し、令和5年1月10日より3回目となる試験運行を実施してきた。

このたび、試験運行の結果を踏まえ、令和5年10月から道路運送法第4条の許可 を得て、本格運行として新たに導入を予定するものである。

2. 主な経緯(参考)

平成30年7月 「中央区東部の南北交通を考える会」発足 平成30年8月 みなと観光バス株式会社を運行事業者に決定 令和元年12月~ 第1回試験運行の実施(1ヵ月前倒しで終了)

令和2年1月

令和2年7月 試験運行で利用が多い地域(山麓部)にアンケート調査実施

令和3年9月~11月 第2回試験運行の実施(3か月間)

令和4年6月 キクヤ交通株式会社を運行事業者に決定

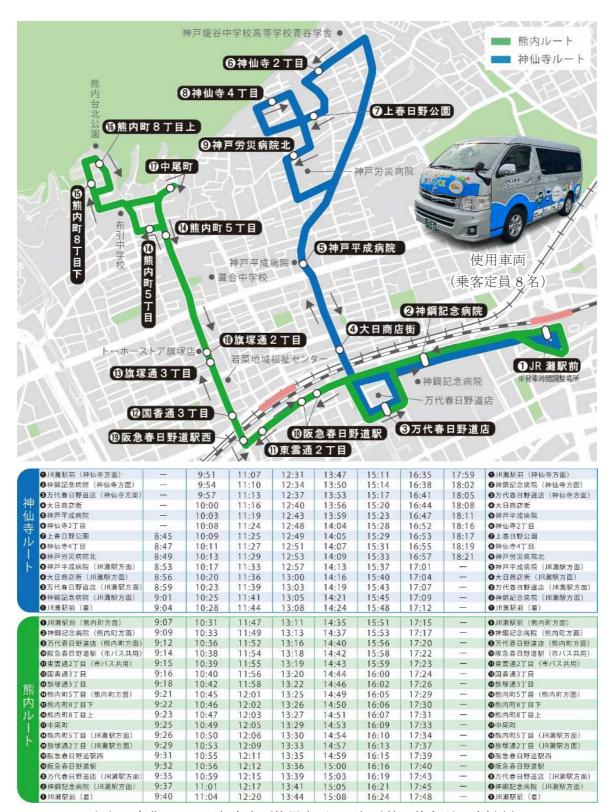
令和 5 年 1 月~9 月 第 3 回試験運行の実施 令和 5 年 10 月~ 本格運行の実施(予定)

3. 協議事項

(1) 事業概要

運行主体	中央区東部の南北交通を考える会
運行事業者	キクヤ交通株式会社
運行態様	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)
運行車両	ワゴン型車両(乗客定員8名)
	車幅 1.88m,車長 4.84m,車両総重量 2.510 t
車両数	常用車両1台、予備車両3台(ワゴン型車両、乗用事業と併用)
営業所	兵庫県神戸市長田区梅ヶ香町1丁目17-14
自動車車庫	営業所に併設
運行系統	路線定期型 2系統
	【神仙寺系統】
	JR 灘駅→万代 _{春日野道店} →神仙寺周辺→万代 _{春日野道店} →JR 灘駅(5.77km)
	【熊内町系統】
	JR 灘駅→万代 _{春日野道店} →熊内町周辺→万代 _{春日野道店} →JR 灘駅(6.01km)

運行時刻·本数	【神仙寺系統】始発 8 時 45 分、終着 18 時 21 分・8 便
	【熊内町系統】始発9時07分、終着17時48分・7便
停留所	19 箇所
運賃 (協議運賃)	大人 200 円、小人 100 円、回数券 11 枚綴 2,000 円
	※神戸市敬老パス、福祉パス、ICカード(PITAPA・ICOCA等)は利用不可



ふきあい南北バスの運行内容(使用車両・運行系統・停留所・時刻表)

(2) 移動円滑化基準の適用除外について

- ・中央区東部地域においては山麓付近において特に道路幅員が狭く、マイクロバス(車幅約 2m)でも運行が困難な箇所が多いため、狭隘な地域の道路が通行可能なワゴン型車両(車幅約 1.9m)で運行することとした。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、原則、乗合事業で新たに使用する車両は、移動円滑化基準(乗降口の幅や床面の高さ、車いすスペースの確保等)に適合しなければならないが、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第3(4)」において、「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」で、運行地域の自治体及び住民の合意がなされていることを条件に、基準適用除外の認定を受けることができるとされている。
- ・中央区東部地域のふきあい南北バスについて、基準適用除外の認定を受けるため、地域公共交通会議において、関係者の合意を求めるものである。